

「国民を詐欺から守るための総合対策」における主な施策

1. 「被害に遭わせない」ための対策

SNS型投資・ロマンス詐欺対策

- **被害発生状況等に応じた効果的な広報・啓発等**
 - 不審なアカウントとのやり取りを開始する時など、詐欺の被害に遭う場面を捉えて利用者に個別に注意喚起を行うよう、SNS事業者に要請
- **SNS事業者等による実効的な広告審査等の推進**
 - プラットフォーム上に掲載される広告の事前審査基準の策定・公表、審査体制の整備（特に、日本語や日本の社会等を理解する者の十分な配置）、広告出稿者の本人確認の強化等をSNS事業者に要請
 - 捜査機関から提供された「詐欺に使用されたアカウント」等の情報に着眼した、広告の迅速な削除等をSNS事業者に要請
- **なりすまし型偽広告の削除等の適正な対応の推進**
 - なりすまし型の偽広告等に関し、SNS事業者に対し、利用規約等に基づき、詐欺広告の削除等の措置を講ずるよう、事業者団体に通知
 - インターネットで拡散する偽・誤情報や、なりすまし型偽広告への対応等について、国際的な動向を踏まえつつ、制度面も含む総合的な対策を推進
- **大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置の義務付け等**
 - インターネット上の違法・有害情報への対応として、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を大規模プラットフォーム事業者に義務付ける情報流通プラットフォーム対処法を速やかに施行するとともに、違法情報への該当性に関するガイドラインを迅速に策定
- **知らない者のアカウントの友だち追加時の実効的な警告表示・同意取得の実施等**
- **SNSの公式アカウント・マッチングアプリアカウント開設時の本人確認強化**
- **新たに開始された金融教育における被害防止に向けた啓発**
 - 金融経済教育推進機構（J-FLEC）による関係省庁と連携した金融経済教育の提供等を通じた金融リテラシーの向上

フィッシング対策

- **送信ドメイン認証技術（DMARC等）への対応促進**
 - 利用者にフィッシングメールが届かない環境を整備するため、インターネットサービスプロバイダー等のメール受信側事業者や、金融機関等のメール送信側事業者等に対して、送信ドメイン認証技術の計画的な導入を要請
- **フィッシングサイトの閉鎖促進**
- **フィッシングサイトの特性を踏まえた先制的な対策**
 - フィッシングサイトが有する、1つのIPアドレス上に複数のサイトが構築されるなどの特性を踏まえ、いまだ通報がなされていないフィッシングサイトを把握して、ウイルス対策ソフトの警告表示等に活用するなどを検討

特殊詐欺等対策

- **国際電話の利用休止申請の受付体制の拡充**
 - 国際電話番号を利用した詐欺の被害を防止するため、国際電話の利用休止を一括して受け付ける「国際電話不取扱受付センター」を運営する電気通信事業者に対して、申請受付体制の更なる拡充を要請
- **SMSの不適正利用対策の推進**
 - SMSの悪用を防止するため、SMSフィルタリングの活用の拡大等を推進
- **携帯電話を使用しながらATMを利用する者への注意喚起の推進**

2. 「犯行に加担させない」ための対策

- 「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進
- 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発

3. 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

- **本人確認の実効性の確保に向けた取組**
 - 携帯電話等の契約時の本人確認をマイナンバーカード等を活用した電子的な確認方法へ原則一本化
- **金融機関と連携した検挙対策の推進**
 - 金融機関において、詐欺被害と思われる出金・送金等の取引をモニタリング・検知する仕組み等を構築するとともに、不正利用防止の措置を行い、疑わしい取引の届出制度の活用をはじめ、不正な口座情報等について警察へ迅速な情報共有を実施
- **電子マネーの犯行利用防止対策**
 - 詐取された電子マネーの利用を速やかに発見するためのモニタリングの強化、発見した場合の電子マネーの利用の停止、警察への情報提供の体制について検討
- **預貯金口座の不正利用防止対策の強化等**
 - 法人口座を含む預貯金口座等の不正利用を防止するための取引時確認の一層の厳格化等の推進
- **暗号資産の没収・保全の推進**

4. 「犯罪者を逃さない」ための対策

- **匿名・流動型犯罪グループに対する取締り及び実態解明体制の強化**
- **SNS事業者における照会対応の強化**
 - SNS事業者に対し、捜査機関からの照会への対応窓口の日本国内への設置、迅速な照会対応が可能な体制の整備等を要請
- **海外拠点の摘発の推進等**
- **法人がマネー・ローンダリングに悪用されることを防ぐ取組の推進**
 - 実態のない法人がマネー・ローンダリング等の目的で利用されることを防ぐための新たな方策について検討
- **財産的被害の回復の推進**
 - 被害回復給付金支給制度及び振り込め詐欺救済法のきめ細やかな周知など効果的な運用の促進